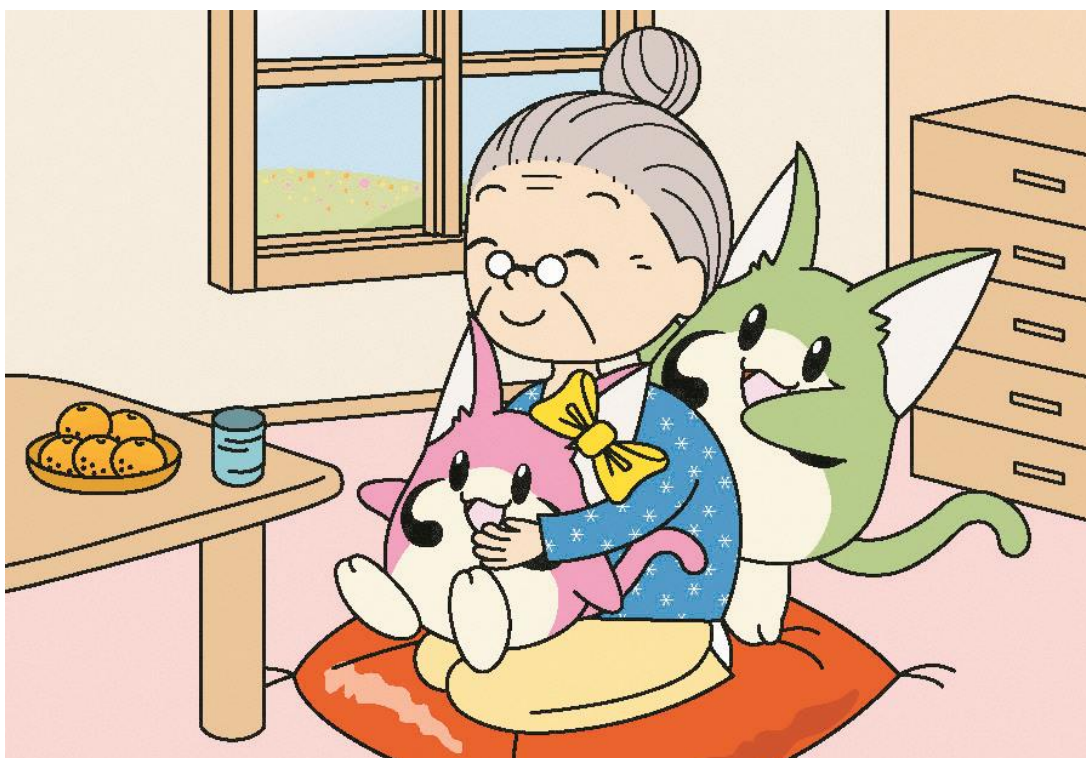


高根沢町 高齢者サービス案内



高根沢町健康福祉課

<令和7年8月改訂>



目 次

介護保険制度、介護予防・日常生活支援総合事業・・・・・・・・	1
パワーアップ教室・・・・・・・・	2
地域包括支援センター、シルバー訪問・・・・・・・・	3
ひとり暮らし・高齢世帯見守り訪問・・・・・・・・	4
避難行動要支援者登録事業・・・・・・・・	4
防災行政無線用戸別受信機の無償貸与・・・・・・・・	5
元気あっぴポイント事業・・・・・・・・	6～9
通いの場・・・・・・・・	10
元気はつらつ運動教室、健康出前講座・・・・・・・・	11
ふれあい・いきいきサロン、シニアクラブ・・・・・・・・	12
オレンジカフェ（認知症カフェ）、やわらぎの会・・・・・・・・	13
成年後見無料相談会、らくらく・ゆったり介護教室・・・・・・・・	14
在宅介護家族手当支給事業・・・・・・・・	15
福祉有償運送・・・・・・・・	16
配食サービス事業・・・・・・・・	17
みまもり収集・・・・・・・・	18
緊急通報装置貸与・・・・・・・・	19
特殊詐欺等被害防止対策機器設置補助金交付事業・・・・・・・・	20
認知症高齢者等見守りシール交付事業、車いす貸与事業・・・・・・・・	21
高齢者運転免許自主返納支援事業、高齢者外出支援事業・・・	22
インフルエンザワクチンの予防接種・・・・・・・・	23
肺炎球菌ワクチンの予防接種・・・・・・・・	23
带状疱疹ワクチンの予防接種・・・・・・・・	24
税金の控除（おむつ代の医療費控除、障害者控除）・・・・・・・・	25
おむつ代の助成・・・・・・・・	26
相談機関・・・・・・・・	27～28





介護保険制度

介護保険制度は、市町が保険者となって運営をしています。

40 歳以上のみなさんが、加入者（被保険者）となって保険料を納め、介護が必要となったときには、費用の一部を支払ってサービスが利用できる制度です。

●利用できる方

- ・ 65 歳以上（第 1 号被保険者）の方で、「要介護認定」の申請をして、介護が必要であると認定された方
- ・ 40 歳から 64 歳（第 2 号被保険者）の方で、指定された 16 種類の特定疾病に該当し、「要介護認定」の申請をして、介護が必要であると認定された方

お問い合わせ先 町健康福祉課 電話：675-8105

介護予防・日常生活支援総合事業

いつまでも元気で自立した生活を送ることができるために、高根沢町で行っている介護予防の事業です。

要介護認定を受けていなくても、基本チェックリストで必要と判断されれば、一人一人の状態に合わせたサービスの利用ができます。

介護予防・生活支援サービス事業

●利用できる方（①②のどちらかに該当する方）

①要支援 1・2 と認定を受けた方

②総合事業対象者

（基本チェックリストに該当してサービスが必要と判断された方）

●事業内容

訪問型サービス：掃除、洗濯、食事の準備や調理等の生活支援

通所型サービス：デイサービスでの生活機能向上のための体操やレクリエーション

●利用方法

地域包括支援センター職員が自宅に訪問し、身体の状態に合わせたサービスの案内をします。

お問い合わせ先	
町健康福祉課	電話：675-8105
高根沢西地域包括支援センター	電話：680-3503
高根沢東地域包括支援センター	電話：676-0148

パワーアップ教室

生活・運動機能低下のみられる方を対象に体力測定、筋力アップ運動などを行う教室を3カ月間の短期集中型（週1回）で行っています。

●参加できる方

- ・要支援認定者
- ・総合事業対象者（基本チェックリストに該当して必要性があると判断した方）

※ サービスAを受けている方は、ご利用できません。

●開催場所

コミュニティケアけやき館

（住所：上柏崎551番地1 ケアハウスフローラ隣）

●内容

筋力アップ運動、ボール運動、マシントレーニング等

●利用者負担

1回200円

●申込み

ご希望の方はお電話でお申込みください。（先着20名）

初めてご利用の方が優先となります。

送迎も可能です。申込時にお知らせください。



お問い合わせ先

高根沢西地域包括支援センター 電話：680-3503

高根沢東地域包括支援センター 電話：676-0148

地域包括支援センター

高齢者の総合的な支援を行うための拠点です。

主任ケアマネジャー・社会福祉士・保健師などの専門職が常駐し、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるように生活全体のお手伝いをします。

●主な内容

- ・総合相談…高齢者本人、家族、近隣の方からの相談を受けつけています。健康や介護・医療サービスに関する情報提供や、関係機関への紹介をします。
- ・権利擁護、虐待防止…成年後見制度の活用促進や、虐待の予防に向けて取り組んでいます。
- ・介護予防マネジメント…介護が必要となる前に、いつまでも元気でいられるよう、介護予防サービスの相談に応じます。



お問い合わせ先

高根沢西地域包括支援センター 電話：680-3503
(特別養護老人ホーム フローりんくる内)
高根沢東地域包括支援センター 電話：676-0148
(特別養護老人ホーム 高根沢のぞみ苑内)

シルバー訪問

高齢者が住んでいる自宅に、地域包括支援センターの職員が訪問し、みなさんの健康状態の確認のために基本チェックリストを行います。お一人お一人の状況にあったサービス等をご紹介します。

※ 介護認定を受けている方は除きます。



お問い合わせ先

町健康福祉課 電話：675-8105
高根沢西地域包括支援センター
電話：680-3503
高根沢東地域包括支援センター
電話：676-0148



ひとり暮らし・高齢世帯見守り訪問

見守り訪問に登録した 65 歳以上のひとり暮らし高齢者と 65 歳以上の高齢者世帯の見守り活動です。

※ 下記の「避難行動要支援者登録事業」と連動して行っています。

●内容

- ・ 社会福祉協議会の職員が必要に応じて見守り訪問をします。
- ・ 地域の民生委員さんや近所の協力員さんと連携して見守りします。

お問い合わせ先 町社会福祉協議会 電話：908-4777

避難行動要支援者登録事業

災害がおこる前に支援が必要な方を把握し、名簿を作成することで、災害の恐れがある際に迅速な対応がとれるよう体制を整える為に活用される仕組みです。名簿登録に加え、登録者には情報キットが提供されます。

災害時に家族などの支援だけでは避難することができない、または家族などの支援が受けられない在宅の方のうち、高根沢町にお住まいで次の①から⑥に該当される方が対象です。

※災害時に支援者各々ができる範囲の支援をするもので、登録者の安否確認や支援活動を必ずお約束するものではありません。情報キットも含め、日頃からの緊急時の備えを整える事が重要です。

(対象者)

①	ひとり暮らし高齢者及び、高齢者のみの世帯
②	身体障がい者手帳 1 級または 2 級をお持ちの方
③	精神障がい者保健福祉手帳 1 級をお持ちの方
④	療育手帳 A1 または A2 をお持ちの方
⑤	介護保険における要介護 3 以上の認定を受けている方
⑥	その他、上記以外で援護が必要とされる方

お問い合わせ先 町社会福祉協議会 電話：908-4777

防災行政無線用戸別受信機の無償貸与

町では避難行動要支援者（p4 参照）の登録者の皆様に戸別受信機を無償で貸与しております。

戸別受信機は、防災行政無線の子局スピーカーの放送と同じ内容が流れますので、家の中にいても放送内容を聴くことができます。

無償貸与を希望される方は、登録時に担当職員までお尋ねください。

<貸与条件>

1 貸与期間

配布日から当該年度末（3月31日）までとします。

ただし、期間満了時に町から貸与取り消しの連絡がない場合は、1年間の自動延長とし、以後も同様とします。

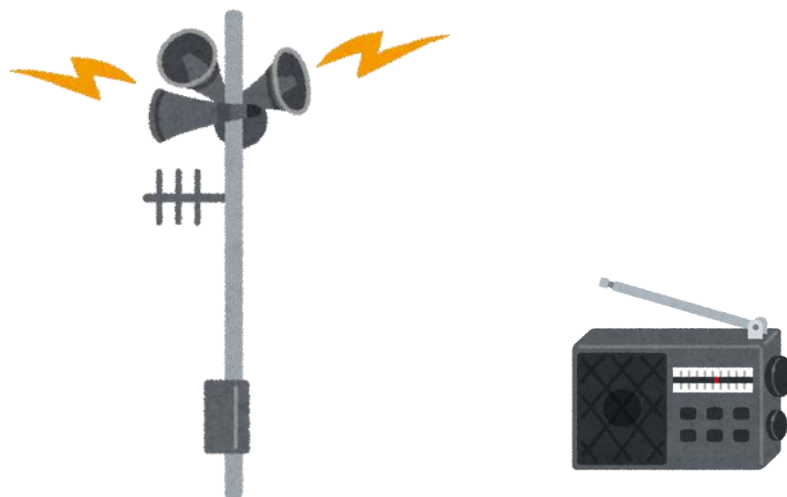
また、被貸与者が不在となった場合は必ず町に返却してください。

2 その他

①修理については、被貸与者の過失による損壊は被貸与者が、それ以外の修理は町が行います。

②本機使用の電気料及び電池は、被貸与者が負担していただきます。

③被貸与者が、本機を他人に譲渡、または売却等することを禁じます。



【お問い合わせ先】

町地域安全課

電話675-8110



元気あっぷポイント事業

高齢者の健康増進及び介護予防並びに社会参加及び地域貢献を通じた生きがいくりの促進を目的としています。地域社会参加活動や健康づくり活動、健康診査や地域ボランティア活動等を行った高齢者に対し、その実績に応じてポイントを付与します。申請に基づき、たまったポイントを品物に交換することができます。

ポイントに関する注意点

- ・シール1枚又はスタンプ1個＝1ポイント＝100円相当
- ・1つの活動・参加につき1ポイント付与
- ・1日の上限は2ポイントまで
- ・年間の上限は、80ポイント（8,000円相当）
- ・ポイントの付与期間は、毎年1月から12月末まで
- ・ポイントの交換期間は、翌年の1月から2月末まで
- ※貯まったポイントは、翌年に繰越はできません。

●参加してポイントをもらう●

<対象者>

高根沢町内に住所を有する65歳以上の第1号被保険者の方
（住所地特例の方を除く）

<対象となる活動>

1) 健康づくり活動

体力維持や健康増進、フレイル予防を推進する活動

2) 地域社会参加活動

高齢者の集いの場に参加することでフレイル予防を推進する活動

3) 健康診査等

町が実施する健康診査または、個人で医療機関に受診する個別健診、人間ドック、脳ドック及び総合ドック

<登録申請について>

「高根沢町元気あっぷポイント事業登録申請書」を町社会福祉協議会に提出し、申請をしてください。登録申請後、ポイント手帳を交付します。

町社会福祉協議会にてポイント手帳についての説明を受けていただきます。

※申請書は町ホームページからダウンロード、または社会福祉協議会窓口でお渡ししています。

お問い合わせ先

町社会福祉協議会

電話：908-4777

<ポイントの付与について>

✿健康づくり活動

事業内容	ポイント付与の場所	ポイント数
はつらつ運動教室	各活動場所	参加ごとに1ポイント
ラジオ体操事業（町主催）	各活動場所	1シートにつき 1ポイント
ウォーキング大会（町主催）	各活動場所	参加ごとに1ポイント
いきいき教室	各活動場所	参加ごとに1ポイント

✿地域社会参加活動

事業内容	ポイント付与の場所	ポイント数
通いの場（p10 参照）	各活動場所	参加ごとに1ポイント
ふれあい・いきいきサロン （p12 参照）	各活動場所	参加ごとに1ポイント

✿健康診査等

事業内容	ポイント付与の場所	ポイント数
町の健康診査 （集団：特定健診・シルバー健診）	保健センター	5ポイント
町の健康診査 （個別：後期高齢者の方のみ）	保健センター	5ポイント
人間ドック、脳ドック、 総合ドック	保健センター	5ポイント

※保健センターでポイント付与の申請の際は、健診結果を持参してください。

町の健康診査の集団と個別、人間ドックのポイント付与は重複しません。

また、がん検診のみの受診はポイントの対象になりません。

●担い手としてポイントをもらう●

<対象者>

高根沢町内に住所を有する方

※担い手活動は64歳以下も登録可能です。

<対象となる活動>

1) ふれあい・いきいきサロンの担い手、ボランティア

①趣味や特技を活かした活動

②入所者、利用者等の話し相手（傾聴）

③レクリエーションの手伝い

④散歩・外出、施設内移動の補助 など



2) オレンジサポーター

活動は、認知症地域支援推進員と一緒に相談しながら進めていきます。

3) 食生活改善推進員

活動は、町管理栄養士と一緒に相談しながら進めていきます。

<登録申請について>

1) ふれあい・いきいきサロンの担い手、ボランティア

①社会福祉協議会又は通いの場事業所開催のボランティア講座を受講

- ・サポーター活動の意義
 - ・高齢者の特徴と対応（高齢者や家族の心理）
 - ・ボランティア活動を行うための注意点や事業の説明など
- ※講座の受講は、初回登録時のみです。

②社会福祉協議会にて活動登録及び手帳発行

「高根沢町元気あっぷポイント事業登録申請書」を提出し、活動登録後、手帳を受け取る。

③受入拠点等で活動する

ボランティア活動の日程などの調整は、受入拠点と各自で行う

お問い合わせ先

町社会福祉協議会 電話：908-4777

2) オレンジサポーター

①認知症サポーターステップアップ講座を受講する

- ・認知症状の特徴や対応の仕方（本人やその家族の心理）
 - ・町の認知症に関する事業の説明
 - ・サポーターとしての活動場所や内容を認知症地域支援推進員と相談
- ※講座の受講は、初回登録時のみです。

②講座の際に「高根沢町元気あっぷポイント事業登録申請書」を提出して、活動登録後、手帳を受け取る

③認知症関係の事業で活動する

- ・活動の日程調整は、認知症地域支援推進員と各自で行う

お問い合わせ先

町健康福祉課

電話：675-8105

高根沢西地域包括支援センター

電話：680-3503



3) 食生活改善推進員

- ①食生活改善推進員養成講座を受講する。
- ②社会福祉協議会に「高根沢町元気あっぷポイント事業登録申請書」を提出して、活動登録後、手帳を受け取る。
- ③食生活改善関係の事業で活動する。

お問い合わせ先： 町保健センター 電話675-4559

<ポイントの付与について>

ボランティア活動の種別	ポイント付与の場所	ポイント数
①ふれあい・いきいき サロン担い手	社会福祉協議会	毎年5ポイント付与 ※1回以上の活動が必要
	各活動場所	活動時ごとに1ポイント
②ボランティア	社会福祉協議会	毎年5ポイント付与 ※1回以上の活動が必要
	各活動場所	活動時ごとに1ポイント
③オレンジサポーター	西地域包括 支援センター	毎年5ポイント付与 ※1回以上の活動が必要
		活動時ごとに1ポイント
④食生活改善推進員	保健センター	毎年5ポイント付与 ※1回以上の活動が必要
		活動時ごとに1ポイント

※種別①～④の「毎年5ポイント付与」は重複しません。

※活動時と参加時のポイントは重複しません。

通いの場

☆元気あっぷポイントの対象事業

●利用できる方

- ・高齢者全般

●事業内容

★ コミュニティ café 花の丘

（住所：花岡 1503 番地 9 花の丘内）

（電話：688-7951）

開設曜日：月曜日～金曜日

内 容：介護予防教室、家族の会、健康・介護相談会、
体を動かす講座、趣味を活かす講座

送 迎：要相談、片道 100 円

参 加 費：無料（材料費や食事代は自己負担）

★ けやき館

（住所：上柏崎 551 番地 1 コミュニティケアけやき館）

（電話：676-3300）

開設曜日：月曜日～金曜日

内 容：体操教室、書道、クラフト、カラオケなど

送 迎：なし

参 加 費：無料（材料費や食事代は自己負担）

●利用方法

希望する通いの場（居場所）にお問い合わせください。



元気はつらつ運動教室

☆元気あっぴポイントの対象事業

いつまでも元気で過ごすことができるために、健康維持・介護予防のための教室を開催しています。

●参加できる方

65歳以上の方

●開催場所

第1火曜日コース	宝積寺タウンセンター
第1水曜日コース	仁井田地区コミュニティセンター
第2火曜日コース	宝積寺タウンセンター
第2水曜日コース	宝積寺タウンセンター
第2木曜日コース	宝積寺タウンセンター
第3火曜日コース	中郷公民館
第3水曜日コース	上高根沢地区コミュニティセンター
第3金曜日コース	東町南区公民館
第4火曜日コース	特別養護老人ホーム高根沢のぞみ苑
第4木曜日コース	太田自治会公民館

※空き状況は、下記連絡先にお問い合わせください。

●開催時間

バイタルチェック：午前9時40分～10時

体操時間：午前10時～11時45分

●内容

ストレッチ・体操・脳トレ・栄養講話・口腔ケア講話など、
毎回健康チェック・血圧測定も実施しています。

お申込み・お問い合わせ先
町社会福祉協議会（申込専用） 電話：908-4777

健康出前講座

町保健師や栄養士、包括支援センター職員が、地域へお伺いし、健康講話や介護予防体操などを行います。

サロンやシニアクラブ、自治会などの団体でお申し込みください。

お問い合わせ先
保健センター 電話：675-4559

ふれあい・いきいきサロン

☆元気あっぷポイントの対象事業

現在、高根沢町内には16カ所のふれあいサロンがあります。週1回～月1回、それぞれのサロンが楽しく活動に取り組んでいます。活動したい方、参加したい方のどちらでも大歓迎です。

- | | |
|-----------------------|---------------------|
| ① 中台「ふれあいサロン」 | 会場：中台公民館 |
| ② 西町「ハッピーサロン」 | 会場：西町公民館 |
| ③ 中区「健幸サロン」 | 会場：中区公民館 |
| ④ 宝石台「ふれあいサロン宝石台にっこり」 | 会場：エコ・ハウスたかねざわ |
| ⑤ 仁井田「暖談ふえんど」 | 会場：仁井田集会所 |
| ⑥ 文挾「ほっこりサロン」 | 会場：恵友会あさひ |
| ⑦ 東高谷「あけぼのサロン」 | 会場：東高谷公民館 |
| ⑧ 太田「なんてんの会」 | 会場：太田自治会公民館 |
| ⑨ 柏崎「いきいきサロン」 | 会場：柏崎集会所 |
| ⑩ 桑窪「わくわくサロン」 | 会場：桑窪公民館 |
| ⑪ 上高根沢「和い話しサロン」 | 会場：上高根沢地区コミュニティセンター |
| ⑫ 西根「ふれあいサロン」 | 会場：西根集落センター |
| ⑬ 伏久「よりみちサロン星の宮」 | 会場：伏久集落センター |
| ⑭ 花岡「花輪サロン会」 | 会場：花岡集落センター |
| ⑮ 南区「元気サロン」 | 会場：東町南区公民館 |
| ⑯ 中郷「中郷サロン」 | 会場：中郷公民館 |

お問い合わせ先：地域支えあいセンターまるっと 電話：612-3440

シニアクラブ

60歳以上の方が、地域の仲間とゲートボールやグランドゴルフなどをして楽しんでいます。

- | | | |
|-------------|--------------|-------------|
| ①上高南部 ひまわり会 | ②上高中部シニアクラブ | ③栗ヶ島シニアクラブ |
| ④花岡西下 長寿会 | ⑤花岡西上 すみれ会 | ⑥花岡東上シニアクラブ |
| ⑦東高谷シニアクラブ | ⑧中郷 高砂会 | ⑨太田 福寿会 |
| ⑩台新田 柚葉会 | ⑪仁井田じいばーずクラブ | ⑫中台シニアクラブ |
| ⑬大谷シニアクラブ | ⑭いしずえシニアクラブ | ⑮柳林シニアクラブ |
| ⑯赤堀シニアクラブ | ⑰北区 鬼怒会 | ⑱宝石台 宝光会 |
| ⑲光陽台シニアクラブ | | |

お問い合わせ先：町社会福祉協議会 電話：908-4777

オレンジカフェ（認知症カフェ）

認知症の人やその家族が気軽に集い、情報交換や相談、認知症の症状改善を目指した活動ができる場所です。

- 開催日時：毎月1回
午後2時～3時30分
- 会 場：【偶数月】宝積寺タウンセンター（光陽台3丁目10番地1）
【奇数月】コミュニティーケアけやき館（上柏崎551番地1）

※事前にお申し込みをお願いします。



お申込み・お問い合わせ先：
高根沢西地域包括支援センター
電話：680-3503

やわらぎの会

認知症の方を介護している家族向けの、気軽に集まって話をしたり、相談できる居場所です。介護経験がある方や認知症地域支援推進員、認知症サポーターなどの専門職がいますので、安心して日頃の不安などを話すことができます。

- 開催日時：毎月1回 午後2時～3時
- 会場：【4・7・10・1月】宝積寺タウンセンター（光陽台3丁目10番地1）
【5・8・11・2月】上高根沢地区コミュニティセンター
（上高根沢2180番地）
【6・9・12・3月】仁井田地区コミュニティセンター
（平田2012番地2）

※事前にお申し込みをお願いします。

お申込み・お問い合わせ先：
高根沢西地域包括支援センター
電話：680-3503

成年後見制度無料相談会

公益社団法人成年後見リーガルサポートとちぎ支部の協力による、ご本人、ご親族、高齢者、障がい者の支援に携わっている方の相談会です。

「成年後見制度」について知りたい方、どなたでも受け付けております。物忘れが増えてきた。家族の認知症が心配などの相談にも応じます。

※事前にお申し込みをお願いします。

- 開催日時：奇数月
(1,3,5,7,9,11月)
第3水曜日
午後2時～4時
- 会場：宝積寺タウンセンター
(光陽台3丁目10番地1)

※事前にお申し込みをお願いします。

お申込み・お問い合わせ先
高根沢西地域包括支援センター
電話：680-3503

ひとり暮らしの
今後が不安だ...

サービスの契約の
手続きが難しそう



らくらく・ゆったり介護教室

介護保険やサービスの種類についてや食事・排泄の介護方法についてなど、様々な介護の情報や方法を学ぶことができる教室です。

- 開催日時：らくらく介護教室 偶数月の第4金曜日 10時～11時半
ゆったり介護教室 奇数月の第4金曜日 10時～11時半
- 会場：宝積寺タウンセンター（光陽台3丁目10番地1）

※事前にお申し込みをお願いします。

※どなたでも参加できます。

お問い合わせ先
高根沢西地域包括支援センター 電話：680-3503
高根沢東地域包括支援センター 電話：676-0148



在宅介護家族手当支給事業

自宅で要介護高齢者を介護しているご家族に対して家族介護手当を支給し、介護者の精神的・経済的負担の軽減を図ることで、在宅介護を行っているご家族への支援を行います。

●対象者：（※下記の条件をすべて満たしているご家族）

- ① 65 歳以上の要介護 4・5 の高齢者と介護者が同居もしくは別居であっても日頃から在宅で介護していること

※月に 20 日以上在宅で介護が行われなかった場合、その月の分の支給はされません。

- ② 要介護者及び介護者に介護保険料の未納がないこと
③ 要介護者及び介護者が生活保護を受給していないこと

●申請について

- ① 町健康福祉課に申請書を提出します。

※申請は、毎年 1 月 1 日～31 日（土日祝を除く）です。前年の 1 月 1 日から 12 月 31 日分の申請を行ってください（令和 7 年 1 月分以降の分が適応）。

※申請には、必ず第三者の証明が必要になります。担当ケアマネジャーもしくは証明できる人に確認及び署名をお願いします。

※要介護者 1 人につき、介護者 1 人が支給対象者となります。介護者が複数いる場合には、代表者 1 人を決めて申請してください。

- ② 審査後、支給を決定（却下）します。その後、介護者に審査の結果を通知します。
③ 支給が決定した分については、毎年 2 月下旬～3 月に振り込まれます。

●助成について

- ・家族介護手当の額は、月額 10,000 円です。

※ただし、年度の途中から支給要件に該当した場合は、支給要件に該当した月から支給要件に該当しなくなった月の前月までを支給対象とします。

お問い合わせ先

町健康福祉課 電話：675-8105

福祉有償運送

要支援・要介護認定者や障害者等であって、一人ではタクシーなどの公共交通機関を利用することが難しい方に対して、ヘルパーの介助付きで行う運送サービスです。

●実施事業者

- ・ NPO法人グループたすけあいエプロン
電話：６７６－１１００
- ・ ケアハウスフローラ
電話：６７６－３３００
- ・ 高根沢のぞみ苑
電話：６７６－３３６６

●運送料金

タクシーの半額程度

（各事業者によって若干異なります）

※町から１日につき、１０００円までの助成があります。



配食サービス事業

日々の食生活に不安、高齢や疾病などで調理ができない…などの高齢者を対象に、見守りを行いながら栄養バランスのとれたお弁当を配達します。

●対象者（どちらかに該当する方）

① 高齢者（一人暮らし、高齢者世帯）

② 家族と同居している高齢者で要介護認定、要支援認定を受けている方

※高齢者：65 歳以上の方

●配食方法

① 昼食のみの配達

※安否確認も兼ねている為、直接手渡しでお届けします。

② 1 食 300 円

③ 週 3 日まで利用可能

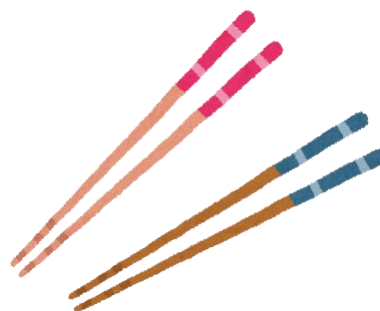
※月～金のみ。 土日祝祭日、年末年始はお休みです。

※宅配 Cook1.2.3／ワタミの宅食

の 2 業者の中から 1 カ所お選び頂きます。

●申請方法

社会福祉協議会（配食サービス専用回線）にご連絡ください。



お問い合わせ先

町社会福祉協議会（配食サービス専用回線）

電話：908-6953

みまもり収集

家庭ごみをごみステーションまで持ち出すことが困難な高齢者や障害者等を対象に、戸別訪問し家庭ごみを収集することでごみ出しの負担を軽減するものです。併せて、安否を確認します。

●利用できる世帯

自力で家庭ごみ等をごみステーションに搬出することが困難であり、かつ、親族又は近隣住民等からごみ搬出の協力が得られない世帯で、次のいずれかに該当する世帯です。

- ① 65歳以上で介護保険法に基づく要介護認定又は要支援認定を受けている方がいる。
- ② 身体障害者福祉法に基づく身体障害者手帳1級又は2級に該当する方がいる。
- ③ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく精神障害者保健福祉手帳1級又は2級に該当する方がいる。
- ④ 栃木県療育手帳交付規則に基づく療育手帳A1又はA2に該当する方がいる。

●収集ごみ

「もえるごみ」「資源びん」「カン・ガラス・不燃物」
「ペットボトル」「古紙」

※分別については、「高根沢町のごみの出し方」をご覧ください。

●収集方法

戸別に訪問を行い、玄関口等で収集します。
ごみ収集時に安否の確認を行います。



●収集時のお願い

- ① 不在になるときは、必ず事前に環境課にご連絡ください。
- ② 旅行等で長期にわたり不在になるときも、事前に環境課にご連絡ください。
- ③ ごみ収集に関すること以外の対応はできません。

お問い合わせ先

・相談・受付について

町健康福祉課 電話：675-8105

・ごみの収集について

町環境課 電話：675-8109

緊急通報装置貸与

急病や災害の時に、非常ボタンを押すだけで、警備会社に繋がる装置です。（24 時間対応）また、火災感知器も取り付けられます。

通報があると、ガードマンが利用者宅へ駆けつけ、必要に応じ、消防署や警察へ連絡をします。

異常時以外にも、月に 1 回程度、巡回中のガードマンが利用者宅を訪問し、利用者の様子を確認します。

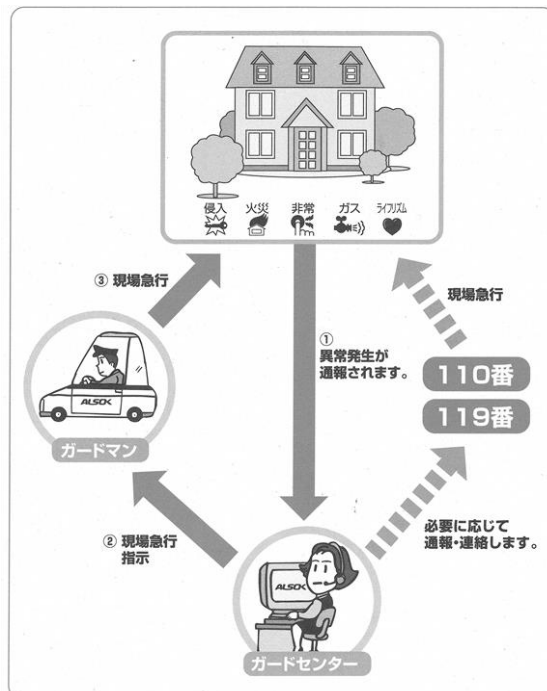
●利用できる方

65 歳以上のひとり暮らしの方

または、ひとり暮らしの重度身体障害者

●利用者負担

緊急通報装置の設置料、利用料、レンタル料は、全て町で負担します。緊急時に係る費用（開錠するために窓ガラスを割った時の修理代など）が発生した時は利用者の負担になります。



お問い合わせ先

町健康福祉課 電話：675-8105

特殊詐欺等被害防止対策機器設置補助金交付事業

特殊詐欺等被害防止対策機器の購入及び設置に要した費用について対象の方に補助金を交付する事業です。

●特殊詐欺等被害防止対策機器の機能

- ・ 事前に登録していない電話番号からの着信に注意を促す。
- ・ 着信の相手方に対し、録音を行う旨の応答を自動的に行う。
- ・ 通話の内容を自動的に録音する。
- ・ 被害を起こす可能性のある電話の着信を自動的に切断する。

●利用できる方

- ・ 本町の住民であり、65 歳以上の方
- ・ 町内の販売店から特殊詐欺等被害防止対策機器の購入及び取付工事をした方
- ・ 本人及びその同一世帯の家族が本町の町税を滞納していない方

●補助金額

対象経費の合計額（消費税込み）の 2 分の 1 の額とし、3,000 円を限度とします。

※2 分の 1 の額に 1,000 円未満の端数がある場合は切り捨てとします。

●申請の流れ

1. 町地域安全課に問い合わせます。
2. 町内の販売店で対象機器を購入します。
3. 以下書類を町地域安全課に提出します。

①申請書、②領収書（原本）、③購入した機器の説明書または保証書等の写し、④振込先通帳の写し

※取付工事を行った場合は工事の名称と日付が記載された領収書の提出も必要です。

4. 後日、可否の決定通知書が届き、交付が決定されたら指定の口座へ補助金が振り込まれます。



お問い合わせ先
町地域安全課 電話：675-8110

認知症高齢者等見守りシール交付事業

認知症高齢者等が行方不明になった場合に備えて、認知症高齢者等やその介護者の情報を事前に登録し、二次元コードが印字された見守りシールを交付します。

行方不明になった場合に、発見者が衣服等に貼られた二次元コードを読み取り、介護者等とどこシル伝言板で連絡を取り合い、早期に発見し保護することができるようにします。

●利用できる方

65 歳以上で認知症の診断がある方

40 歳から 65 歳未満の方で初老期の認知症の診断がある方



●利用者負担

初回に発行する耐洗ラベルと蓄光シールは、町が負担します。

追加で発行する場合は、利用者の負担になります。

※認知症高齢者や介護者等の情報の登録に係る電気通信、コードの読み取りによる電気通信等により発生した電気通信料は、電気通信等を行った端末の所有者の負担になります。

お申込み・お問い合わせ先

町健康福祉課 電話：675-8105

車いす貸与事業

介護保険認定外の方、又は介護認定を受けていても福祉用具貸与が受けられない方に車いすを貸し出しています。

※電動車いすはありません。

●利用できる方

在宅の方で、介護保険の福祉用具貸与サービスが利用できない方
けがなど、緊急で福祉用具が必要となった方



●利用者負担 無料

●利用期間 最長で 3 か月の貸出

お問い合わせ先

町社会福祉協議会 電話：908-4777



高齢者運転免許自主返納支援事業

運転免許を自主的に返納した65歳以上の高齢者に対して、たんたん号の回数券を交付する事業です。

高齢者が自主的に返納しやすい環境づくりを進め、高齢者ドライバーによる交通事故を減少させることを目的としています。

●利用できる方

高根沢町にお住まいの65歳以上で全ての運転免許を自主返納された方（ただし、運転免許を自主返納した日から1年以内であること）

●事業内容

運転免許を自主返納された65歳以上の方にたんたん号の乗車回数券（3綴り・33回分）を1回限り交付します。

※たんたん号の乗車回数券は本人以外でも使用可能です。

●申請方法

運転免許自主返納者支援事業申請書と下記①②のどちらかを地域安全課に提出します。（代理人が申請する場合は、申請者の押印が必要になります。）

①運転免許を返納した際に発行される「申請による運転免許の取消通知書」の写しと返納前の「運転免許証」の写し

②運転経歴証明書（さくら警察署または運転免許センターにて申請）の写し

お問い合わせ先 町地域安全課 電話：675-8110



高齢者外出支援事業

社会参加の促進を図るため、80歳以上の方はデマンド交通「たんたん号」の利用が無料になります。

●対象者

- (1) 町に住民票がある方
- (2) たんたん号を利用する日において、満80歳以上の方
- (3) たんたん号の利用登録をしている方

お問い合わせ先 町健康福祉課 電話：675-8105

インフルエンザワクチンの予防接種

●対象者（接種当日に下記年齢に該当する方で年度内1回のみ助成）

65歳以上の方、または60歳～64歳で、心臓・腎臓・呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能に障害を有し、内部障害1級の身体障害者手帳をお持ちの方

接種期間については、広報や医療機関内のお知らせ等でご案内します。

●申し込み方法

直接、医療機関へお申込みください。なお、塩谷郡市以外の医療機関で接種を希望する場合は、事前に保健センターまでご連絡ください。

●接種者負担

- 1) 栃木県内予防接種費相互乗り入れの医療機関で接種した場合
自己負担額は1,000円です（町からの助成金額の上限は、3,950円）。
- 2) 栃木県内予防接種費相互乗り入れの医療機関以外で接種した場合
接種後助成申請書を保健センターに提出していただき、助成額を指定口座にお振込みします。申請の受付は、接種後1年以内です。
- 3) 生活保護を受給されている方は、接種料金が免除されます。対象の方は、接種を受ける前に必ず保健センターまでご連絡ください。

肺炎球菌ワクチンの予防接種

●対象者（※助成は生涯1回のみ）

65歳以上の方、または60歳～64歳で、心臓・腎臓・呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能に障害を有し、内部障害1級の身体障害者手帳をお持ちの方

●申し込み方法

接種を希望される方は、事前に申し込みが必要です。保健センターまでお越しください。必要な書類をお渡しします。

※ 助成の申請手続きについては、申し込み時にご案内がありますので、ご確認ください。



●接種費用助成について

自己負担額は4,000円です（町からの助成金額の上限は、4,800円）。

生活保護を受給されている方は、接種料金が免除されます。対象の方は、接種を受ける前に必ず保健センターまでご連絡ください。

お問い合わせ先（インフルエンザ・肺炎球菌ワクチン）
町保健センター 電話：675-4559

带状疱疹ワクチンの予防接種

令和7年4月1日以降は、国の方針により带状疱疹ワクチンは予防接種法に基づく「定期予防接種（B類疾患）」となります。

対象者	高根沢町に住民登録のある方で、過去に带状疱疹ワクチンの接種を受けたことがなく当該年度において以下の年齢となる方が対象です。 ① 65歳の方 ② 60歳以上65歳未満のヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障がいをもっている方 ③ 65歳以上は5歳年齢ごとの人（70、75、80、85、90、95、100） （令和7年度から令和11年度までの5年間の経過措置） ④ 101歳以上の方（令和7年度のみ経過措置）		
助成額	生ワクチン（ビケン）	1回 4,000円（1回のみ）	※ 助成は一生涯に生ワクチン又は不活化ワクチンのどちらか一度です。 ※ ワクチンの接種費用は医療機関ごとに異なります。
	不活化ワクチン（シングリックス）	1回 10,000円（2回まで）	

また、令和7年度は任意接種費用の一部助成を継続します。

対象者	高根沢町に住民登録のある方で、過去に带状疱疹ワクチンの接種を受けたことがなく当該年度において以下の年齢となる方が対象です。 ① 50歳以上の方 ② 18歳以上50歳未満の方で、病気または治療により免疫不全である方、免疫機能が低下した方、または免疫機能が低下する可能性がある方、その他医師が接種を必要と認めた方（②の方は、申込時に治療状況や主治医等の情報をお伺いします。）
-----	---

※ 任意接種の助成額は上記定期接種対象者と同じです。

定期予防接種について（ホームページ）



任意予防接種について（ホームページ）



助成を受ける場合は、接種前に町へのお申し込みが必要です。

①接種前に保健センターへ申込み、予診票を受け取ります。窓口以外で申込みされた場合は、後日予診票が送付されます。（郵送には数日かかります）

申込み方法は窓口のほか、電話、インターネットで受け付けます。

■ 電話（028-675-4559） ■ インターネット（町ホームページ）

②医療機関に接種の予約をします。

③接種を受けます

1）塩谷郡市内の協力医療機関で接種した場合

接種当日、助成額分を差し引いてご請求されます。

2）接種後、保健センターへ助成申請をしていただき、助成額を指定口座にお振込みします。申請の受付は、接種後1年以内です。



申込フォーム

お問い合わせ先

町保健センター 電話：675-4559

税金の控除

《おむつ代の医療費控除》

傷病により6カ月以上寝たきりであり、医師の治療を受けている方のおむつ代は、医療費控除の対象になります。確定申告では「医療費控除の明細書」とともに医師が証明する「おむつの使用証明書」が必要となります。

※p26のおむつ代の助成を受けている分は対象外です。

また、介護保険法の要介護認定を受けている一定の方は町健康福祉課で交付する「おむつ代医療費控除の証明に係る確認書」等により「おむつ使用証明書」に代えることができます。

※「主治医意見書」等を基に審査を行い、対象と認められる場合に「おむつ代医療費控除の証明に係る確認書」を交付いたします。

※以下の要件を全て該当する方が対象となります。

- (1) 要介護認定を受けている
- (2) 障害高齢者の日常生活自立度要件に該当している
- (3) カテーテルを使用している又は尿失禁が現在あるか発生の可能性が高い状態

《障害者控除》

精神や身体の障害の程度が、下表に該当すると控除の対象となります。

控 除 の 種 類		控除額	
		所得税	住民税
障害者控除	・身体障害者（3～6級） ・知的障害（軽・中度） ・精神障害（2・3級） ・要介護認定者で上記と同程度と認められた方※	27万円	26万円
特別障害者控除	・身体障害者（1・2級） ・知的障害（重度） ・精神障害（1級） ・要介護認定者で上記と同程度と認められた方※	40万円 （同居の場合は75万）	30万円 （同居の場合は53万）

※介護保険の要介護認定を受けている方については、町健康福祉課で障害の程度を確認し、該当すれば「障害者控除対象者認定書」を発行します。確定申告の際には「障害者控除対象者認定書」を提示してください。

お問い合わせ先

○確定申告について

→町税務課 電話：675-8103

○証明書等の発行について

→町健康福祉課 電話：675-8105

おむつ代の助成

在宅で紙おむつを使用する要介護認定を受けている方に、紙おむつ購入費の一部を助成します。

町健康福祉課窓口に申請書と領収書を提出し、購入日から 1 年以内に申請してください。

●対象者

次の①～③全てに該当する人

- ①高根沢町民で町の介護保険第 1 号被保険者
- ②要介護 1～5 の認定を受けている
- ③在宅で常時紙おむつを使用している

※次の方は対象外です。

- ・介護施設入所中（特別養護老人ホーム、老人保健施設、介護医療院）の人
- ・入院中の人
- ・生活保護を受けている人
- ・介護保険料に滞納がある人

●支給対象限度額（1 カ月）

要介護 1・2	2,000 円
要介護 3～5	5,000 円

※紙おむつの購入費の支給額は、介護保険負担割合によって変わります。



お問い合わせ先

町健康福祉課 電話：675-8105

相談機関

●地域包括支援センター

高齢者に関する総合的な相談に応じます。

・高根沢西地域包括支援センター

電話：６８０－３５０３

・高根沢東地域包括支援センター

電話：６７６－０１４８

●高根沢町社会福祉協議会

福祉に関する相談に応じます。

電話：９０８－４７７７



●高根沢町地域支えあいセンターまるっと（高根沢町社会福祉協議会内）

分野を問わず相談に応じます。（総合相談窓口）

サークルや自治会など、住民活動の相談に応じます。（志民活動センター）

ボランティアの登録、相談などに応じます。（ボランティアセンター）

高齢者の社会参加活動の応援、相談に応じます。（ぷらっと高根沢）

判断能力が不十分な高齢者の金銭管理などについて（あすてらすたかねざわ）

電話：６１２－３４４０

●成年後見制度中核機関

判断能力が不十分な高齢者の金銭管理や財産管理について

町健康福祉課 社会福祉係 電話：６７５－８１０５

●弁護士による無料法律相談

開催日時：年６回（奇数月）午前９時３０分～１２時

場所：図書館中央館

定員：５人（１人３０分程度）※予約制

町地域支えあいセンターまるっと（６１２－３４４０）



●認知症疾患医療センター（老年期の認知症疾患に対する相談）

- | | |
|-----------------|-----------------|
| ・獨協医科大学病院（壬生町） | 電話：０２８２－８７－２２５１ |
| ・烏山台病院（那須烏山市） | 電話：０２８７－８２－００５１ |
| ・上都賀総合病院（鹿沼市） | 電話：０２８９－６４－２１８６ |
| ・皆藤病院（宇都宮市） | 電話：０２８－６８９－５０８８ |
| ・佐藤病院（矢板市） | 電話：０２８７－４３－１１５０ |
| ・芳賀赤十字病院（芳賀町） | 電話：０２８５－８１－３８５６ |
| ・自治医科大学病院（下野市） | 電話：０２８５－５８－８９９８ |
| ・済生会宇都宮病院（宇都宮市） | 電話：０２８－６８０－７０１０ |

●総合相談（人権・行政・心配ごと）

期日：年 8 回（うち 4 回は、心配ごと相談）

※ 町広報たかねざわでご確認ください。

時間：午前 9 時 30 分～12 時

場所：エコ・ハウスたかねざわ

相談員：民生委員ほか

お問い合わせ先

（人権について）	町健康福祉課	電話：675-8105
（行政について）	町総務課	電話：675-8101
（心配ごとについて）	町地域支えあいセンターまるっと	電話：612-3440

●もの忘れ相談センター

認知症の初期症状（もの忘れや日にちや時間が分からないなど）による様々な不安や、介護に関する疑問について、介護に詳しい専門職が介護の方法や自分らしく生活するためのアドバイスをします。

・グループホームフローラ（コミュニティケアけやき館）

住所：上柏崎 551 番地 1 、電話：676-3300

開設時間：月～金曜日の 10 時から 16 時

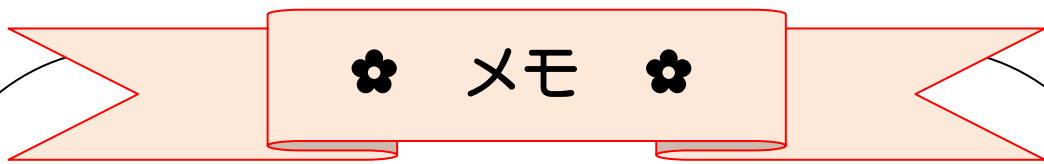
・認知症グループホーム大地（高齢者介護施設宝夢）

住所：宝積寺 2424 番地 18 、電話：666-5666

開設時間：火・木曜日の 9 時から 13 時

《その他の相談先》

相談ごと	連絡先	電話番号
国民健康保険 後期高齢者医療保険	住民課 保険年金係	028-675-8141
年金	宇都宮東年金事務所	028-683-3211
	住民課 保険年金係	028-675-8141
介護保険料	税務課 諸税係	028-675-8103
健康診査	保健センター	028-675-4559
	住民課 保険年金係	028-675-8141



A large, empty rectangular area with rounded corners, outlined in black, intended for writing a memo.

